

貸金庫規定

1. (格納品の範囲)

- (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。
 - A. 公社債券、株券その他の有価証券
 - B. 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - C. 貴金属、宝石その他の貴重品
ただし、壊れやすいものは格納できません。
 - D. 前に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当行は(1)に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。
- (3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。
 - A. 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの。
 - B. 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの。

2. 利用目的の確認

- (1) 貸金庫の契約の締結または利用等に当たっては、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納物が 1. に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。
- (2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外へのカメラ設置・記録や利用時の行員立ち会い等などの適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただく場合がございます。

3. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する 1 月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から 1 年間継続されるものとし、継続後も同様とします。

4. (使用料)

- (1) 貸金庫の使用料は、当行所定の料率により 1 年分を前払いするものとし、毎年 2 月の当行所定の日に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を 1 か月としてその月から月割計算により支払ってください。
- (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後、最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

5. (鍵の保管)

貸金庫に付属する鍵正副 2 個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当行が保管します。

6. (貸金庫の開閉等)

- (1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。
- (2) 開閉に当たっては、下記により取扱い願います。
 - A. 手動貸金庫の場合は、当行所定の開扉依頼書に届出の印章により記名押印して提出してください。なお、閉庫後は、貸金庫の施錠を確認してください。
 - B. 自動貸金庫、半自動貸金庫の場合は、貸金庫ご利用カード（代理人が開閉する場合は、代理人用の貸金庫ご利用カード。以下これらを「利用カード」という。）をカード読取機に挿入し、届出の暗証を入力してください。なお、閉庫後は、貸金庫の施錠を確認のうえ貸金庫取出口扉の閉扉ボタンを操作し、貸金庫を格納してください。（半自動貸金庫の場合はあらかじめ交付された鍵を使用しボックスを取り出し、利用後はボックスを格納し施錠してください。）
- (3) 格納品の出し入れは、当行所定の場所で行ってください。

7. (届出事項の変更等)

- (1) 印章もしくは利用カードを失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに借主から書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

正鍵を失ったとき、もしくは破損したときも同様とします。

- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものみなします。

8. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合は、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3)すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、(2)と同様に当店に届出てください。
- (4) (3)の届出事項に取消しまたは変更が生じた場合にも同様に当店に届出てください。
- (5) (4)の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. (利用カード、印章、鍵の喪失時等の取扱い)

- (1) 利用カード、印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (2) 正鍵を失った場合または破損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

10. (暗証番号の確認、印鑑照合等)

- (1) 貸金庫の開庫にあたっては、下記により確認いたします。
- A. 手動貸金庫の場合は、開扉依頼書に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合します。相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- B. 自動貸金庫、半自動貸金庫の場合は、カード読取機操作の際使用された暗証との一致を確認します。開庫その他の取扱いをしましたうへは、利用カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、使用される鍵については当行は確認する義務を負いません。
- (2) 諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合します。相違ないものと認めて取扱いをしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

11. (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) (1)の事由による格納品の紛失、滅失、破損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

12. (反社会的勢力との取引拒絶)

この貸金庫は、14 (4) A、B (a) から (e) および C (a) から (e) のいずれにも該当しない場合に使用することができ、14 (4) A、B (a) から (e) または C (a) から (e) の一つにでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

13. (取引等の制限)

- (1) 当行は、契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出等を求めることがあります。契約者から正当な理由なく指定した期日までに回答いただけない場合には、本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 3年以上利用のない貸金庫契約は、取引の一部を制限する場合があります。
- (3) (1)の各種確認や資料の提出の求めに対する契約者の回答、具体的な取引の内容、契約者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) (3)に定めるいずれの取引等の制限についても、契約書からの説明等にもとづき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は(3)に基づく取引等の制限を解除します。

1 4. (解約等)

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、利用カード、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵、利用カードまたは届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか9に準じて取扱います。
- (2) 次の一つにでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに(1)と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。3により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - A. 借主が使用料を支払わないとき
 - B. 借主について相続の開始があったとき
 - C. 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - D. 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - E. 借主または代理人がこの規定に違反したとき
- (3) 次の一つにでも該当した場合には、当行はこの取引を停止し、または契約者に通知することによりこの貸金庫を解約することができるものとします。なお、本項に基づく通知により解約する場合、到着のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - A. この貸金庫の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貸金庫の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - B. 契約者が貸金庫申込時に申告した利用目的どおりにこの貸金庫を利用しなかった場合、または貸金庫開設後一定期間この預金口座を利用せず、当行が契約者の届出住所または届出電話番号に連絡しても連絡が不能である場合
 - C. 法令で定める本人確認等、および1 3 (1) で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
 - D. この貸金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - E. この貸金庫が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - F. 前記AからFの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合
- (4) (3)のほか、次の一つにでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに(1)と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。

なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

 - A. 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - B. 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - (a) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (b) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (c) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
 - (d) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (e) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - C. 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の一つにでも該当する行為をした場合
 - (a) 暴力的な要求行為
 - (b) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (c) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (d) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - (e) その他前記(a)から(d)に準ずる行為
- (5) (1) から(4)の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、4 (3) にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。

なお、当行はこの不足額を明渡しの日に4（1）の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

- （6）（1）から（4）の明渡しが3か月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理できるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際して、公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- （7）使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、（6）の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。

15.（貸金庫の修繕、移転等）

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

16.（緊急措置）

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫し、臨機の措置をすることができるものとします。このために生じた損害については当行は責任を負いません。

17.（譲渡、転貸等の禁止）

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

18.（規定の変更等）

- （1）当行は、法令の定めに従い、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することが出来ます。
- （2）（1）による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

以上